

鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第17号

鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鳥取市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第3条中「以下第5条から第9条まで」を「第5条、第6条、第9条及び第10条」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。